

公告第2号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県立大野病院内残置物撤去・処分業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

令和6年6月4日

福島県病院事業管理者 阿部 正文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
県立大野病院内残置物撤去・処分業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県立大野病院（福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野98-1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業並びに医療機器の修理業の許可を受けている者であること。
- (5) 古物営業法（昭和24年法律第108号）の規定に基づく古物商であること。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者である者（以下「産業廃棄物収集運搬業者等」という。）又は、自ら行わない場合は産業廃棄物収集運搬業者等を指名できる者であること。
- (7) 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）の規定に基づく建築物石綿含有建材調査者及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づく石綿作業主任者の有資格者を配置できる者であること。
- (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づくとび・土工工事業の許可を受けている者であること。

(9) 150床以上の病院における医療機器並びに什器及び備品類等の分別や撤去、処分、引取等に係る業務を履行した実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(9)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年6月28日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。

郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号(福島県自治会館4階)
福島県病院局病院経営課
電話024-521-7228

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和6年6月4日(火)から同年7月18日(木)まで(土曜日及び日曜日並びに同月15日を除く。)の午前9時から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年7月12日(金)午後5時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和6年7月19日(金)午前10時
- (2) 場所 福島県自治会館4階病院局会議室(福島県福島市中町8番2号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年7月18日(木)午後5時までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第174条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等福島県病院事業管理者は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Removal and disposal of medical equipments and supplies remaining at Fukushima Prefectural Ono Hospital 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 19 July 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 18 July 2024
- (4) Contact point for the notice: Hospital Management Division, Prefectural Hospital Bureau, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Nakamachi, Fukushima City, Fukushima 960-8043 Japan TEL 024-521-7228

(病院経営課)